

火災・事故災害対策編

目次・概要（第1部 火災対策）

第1章 総則

- 第1節 本県の火災を取り巻く環境**…………… 1
市街地、準市街地等の状況、野外堆積物の状況、林野に関する状況等大規模火災・林野火災対策面から見た本県の環境を明らかにし、効果的な火災対策の実施に資する。
- 第2節 本県に被害を及ぼした主な火災**…………… 1
実際に本県に被害を及ぼした大規模火災・林野火災の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

第2章 予防

- 第1節 防災活動の促進**…………… 3
県民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、地域防災力の強化を図る。
- 第2節 火災に強い地域づくり**…………… 3
都市基盤施設の整備・緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、野外堆積物に対する管理指導による火災発生原因の除去や建築物の安全化を総合的に展開する。
- 第3節 応急対策への備え**…………… 4
平常時から関係機関との情報伝達体制の整備、県消防防災ヘリと市町・消防機関の連携などの相互連携体制強化対策を実施する。
- 第4節 林野火災に対する警戒の強化**…………… 7
林野火災を未然に防止するため、発生リスクが高まる情報を把握・共有し、警戒活動の強化に努める。

第3章 応急対策

- 第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置**…………… 8
県内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は災害対策本部を設置し、国、市町、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。
- 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策**…………… 9
大規模火災・林野火災が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。
- 第3節 災害救助法の適用**…………… 10
被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は災害救助法を適用し、市町と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

第4節 消火活動及び救助・救急活動…………… 11

関係機関連携の下、消火・救助・救急活動を行うほか、自らの消防力だけでは対応できないときは、他消防の応援や、県消防防災ヘリ、緊急消防援助隊、自衛隊等を要請し、効果的な対策を実施する。

第5節 災害拡大防止対策…………… 13

火災が発生した場合、被害の拡大を防ぐため、住民への適切な避難対策や警戒区域の設定を行う。

第6節 施設、設備の応急対策…………… 13

火災が発生した場合、県民に多大な影響を与える公共施設や設備について、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

第7節 広報活動…………… 13

県民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、県民の不安解消を図る。

第4章 復旧…………… 14

火災により被災した施設や林野の原状回復を図るため、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期す。

目次・概要（第2部 交通関係事故災害対策）

第1章 総則

- 第1節 本県の交通の状況**…………… 1
本県の道路、鉄道、ヘリポートの整備状況と通行・運行状況から、本県の交通に関する環境を明らかにし、効果的な交通事故災害対策の実施に資する。

第2章 予防

- 第1節 情報の収集・伝達**…………… 2
事業者・管理者からの安全のための情報の提供や気象台からの気象情報の充実を図る。
- 第2節 運行の確保**…………… 2
道路・鉄道における施設の被災防災対策や運行体制の充実を図る。
- 第3節 交通施設の設備**…………… 3
鉄道、道路施設の安全対策の充実を図る。
- 第4節 応急対策への備え**…………… 3
関係機関との情報伝達体制の整備、職員の参集体制の整備や関係機関との連携の強化等を図る。

第3章 応急対策

- 第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置**…………… 5
県内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は災害対策本部を設置し、国、市町、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。
- 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策**…………… 5
災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。
- 第3節 災害救助法の適用**…………… 7
被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は災害救助法を適用し、市町と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。
- 第4節 災害拡大防止対策**…………… 7
事故発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。
- 第5節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動**…………… 8
関係機関は連携して、捜索活動及び救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。また、大規模事故災害発生時は、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

第6節 緊急輸送活動、代替輸送活動…………… 9

被害の状況、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送活動及び乗客の速やかな代替輸送を実施する。

第7節 施設・設備の応急対策…………… 9

県民の交通手段の確保のため、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

第8節 広報活動…………… 9

県民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、県民の不安解消を図る。

第4章 復旧…………… 10

被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定するとともに、復旧事業を実施する。

目次・概要（第3部 放射性物質・危険物等事故対策）

第1章 総則

- 第1節 本県の危険物等の状況**…………… 1
放射性同位元素等取扱施設、放射性物質の輸送、石油類等危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等の本県の状況を明らかにし、効果的な危険物等事故対策に役立てる。

第2章 予防

- 第1節 事業所等に対する防災体制の強化**…………… 3
危険物等事故の未然防止のため、施設の安全性の確保や応急対策への準備活動、訓練の実施等に努める。
- 第2節 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策**…………… 4
R I施設の事故防止のため、安全管理の徹底や訓練の実施、安全指導の徹底に努める。
- 第3節 放射性物質運搬事故予防対策**…………… 4
放射性物質運搬の事故防止のため、安全管理の徹底や訓練の実施に努める。
- 第4節 石油類等危険物事故予防対策**…………… 5
危険物の事故防止のため、安全管理の徹底や訓練の実施、県民への啓発活動の充実を図る。
- 第5節 ガス事故予防対策**…………… 5
ガス事故防止のため、事業者等は、安全管理・指導の徹底や訓練の実施、県民への啓発活動の充実を図る。
- 第6節 火薬類事故予防対策**…………… 7
火薬類の事故防止のため、関係機関が連携の下、保安体制の充実を図る。
- 第7節 毒物・劇物事故予防対策**…………… 7
毒物・劇物事故防止のため、安全管理・指導の徹底や連絡体制の整備等を図る。

第3章 応急対策

- 第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置**…………… 8
県内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は災害対策本部を設置し、国、市町、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。
- 第2節 災害救助法の適用**…………… 9
被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は災害救助法を適用し、市町と連携して法に基づく応急的な救助の実施を行う。

第3節	災害拡大防止対策	9
	危険物等の事故災害発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。	
第4節	救助・救急、医療及び消火活動	10
	関係機関は連携して、救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。また、危険物等の事故災害発生時には、消防機関は応援体制により各種活動を行う。	
第5節	広報活動	10
	県民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、県民の不安解消を図る。	
第6節	放射性同位元素等取扱施設事故応急対策	10
	R I施設の事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。	
第7節	放射性物質運搬事故応急対策	12
	放射性物質運搬事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。	
第8節	石油类等危険物事故応急対策	13
	石油类等危険物事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。	
第9節	ガス事故応急対策	14
	ガス事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。	
第10節	火薬類事故応急対策	17
	火薬類事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。	
第11節	毒物・劇物事故応急対策	18
	毒物・劇物事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。	
第4章	復旧	20
	被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定するとともに、早期に復旧事業を実施する。	

第1部 火災対策

第1章 総則

第1節 本県の火災を取り巻く環境

【概要】

市街地、準市街地等の状況、野外堆積物の状況、林野に関する状況等大規模火災・林野火災対策面から見た本県の環境を明らかにし、効果的な火災対策の実施に資する。

第1 市街地等の状況

市街地における火災の危険を防除するために指定する防火地域は、宇都宮市、足利市、日光市の3市で約90.0ha、準防火地域は、10市3町で約1537.5haである。

第2 野外堆積物の状況

県内においては、古タイヤや廃棄物等が野外に堆積されている箇所があり、そうした場所での火災の発生の危険性は地域住民に不安を与えるなど社会的影響も大きい。

第3 林野の状況

本県の林野面積は、347,671haと、県土面積の約半分が森林となっている。

民有林は、219,974ha（令和6（2024）年版栃木県森林・林業統計書R6.3.31現在）と林野面積の3分の2を占めている。

第2節 本県に被害を及ぼした主な火災

【概要】

実際に本県に被害を及ぼした大規模火災・林野火災の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

1 馬頭町・黒羽町林野火災（昭和52（1977）年3月15日～16日）

（1）火災の概要

連日のように異常乾燥注意報が発令される中、旧黒羽町大字北滝の非住家に小学生が放火したことが原因で火災が発生し、日本海の低気圧から延びる寒冷前線が通過したことに伴う強風が吹き、たちまち火は旧馬頭町まで延焼し大きな林野火災となった。

（2）被害概況

住家被害 9棟（罹災世帯 8世帯 47名）

林野焼損面積 1,518ha

被害総額 3,472,000千円

〔出典：「黒羽町・馬頭町林野火災（その状況と対策）」S52.11栃木県林務観光部〕

2 藤原町川治ホテル火災（昭和55（1980）年11月20日）

（1）火災の概要

旧藤原町大字川治の川治プリンスホテル（鉄骨木造亜鉛メッキ鋼板葺一部陸屋根5階建の旧館と木造一部鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺一部瓦葺新館2階建の新館）の婦人風呂外旧露天風呂用地で工

事をしていた作業員のガスバーナーの火花が婦人風呂外壁の内側に燃え移ったことが原因で火災が発生した。

(2) 被害概況

焼損面積	3,582㎡
死者	45名
負傷者	22名
損害額	533,751千円

3 佐野市赤見町古タイヤ火災（平成11（1999）年1月2日～9月24日）

(1) 火災の概要

佐野市赤見町の山林に放置された古タイヤから火災が発生し、消防防災ヘリ、泡消火剤（フォスチェック）による消火活動やダンプによる覆土により1月7日に鎮圧したが、地中温度は高温を保ち、度重なる地中温度測定や注水作業を行った結果9月24日に無事鎮火した。

(2) 被害概況

焼失タイヤ本数	約20万本
---------	-------

4 黒磯市大規模工場火災（平成15（2003）年9月8日～10日）

(1) 火災の概要

旧黒磯市のブリヂストン栃木工場のゴム練り（バンバリー）工場内にある精錬機から出火。県内全消防本部をはじめとする近隣の消防機関、県外からの緊急消防援助隊及び県消防防災ヘリコプターが一体となった消火活動の結果、9月10日人的被害を出さずに無事鎮火した。

(2) 被害概況

焼損面積	39,581㎡
損害額	4,390,000千円
	タイヤ製品約16万5千本を焼失
	周辺住民5,000名余に避難指示が出される。

5 足利市西宮町地内林野火災（令和3（2021）年2月21日～3月15日）

(1) 火災の概要

足利市西宮町地内両崖山山頂から南西200m付近で出火。県内全消防本部をはじめとする近隣の消防機関、広域航空消防応援による応援隊、緊急消防援助隊及び自衛隊が一体となった消火活動の結果、3月15日人的、住家被害を出さずに無事鎮火した。

なお、出火原因はたばこによるものと推定される。

(2) 被害概況

焼損面積	167ha
損害額	36,949千円
	（森林被害32,000千円、その他ハイキングコース等4,949千円）
	御岳神社焼失
	周辺住民21世帯37名が避難した。

〈資料編1-5-1 過去における主な災害一覧（地震・火山を除く）〉

第2章 予 防

第1節 防災活動の促進

【概要】

県民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、地域防災力の強化を図る。

第1 火災予防対策の推進

1 防災意識の普及啓発

県（危機管理防災局）及び市町は、春季・秋季の全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知する。

2 林野火災に関する防火意識の啓発

県（環境森林部）は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いであることから、林野火災多発期を中心に、防災イベント等様々な機会やSNS等の各種媒体を活用し、市町や関係機関等と連携して、林業関係者や林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への防火意識の啓発を実施する。

第2 地域防災力の強化

1 自主防災組織の育成・強化

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第3に準ずる。

2 消防団の活性化の推進

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第4に準ずる。

3 女性防火クラブの育成・強化

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第2章第2節第5に準ずる。

第2節 火災に強い地域づくり

【概要】

都市基盤施設の整備・緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、野外堆積物に対する管理指導による火災発生原因の除去や建築物の安全化を総合的に展開する。

第1 火災に強いまちづくり

風水害編第2章・第6節・第1に準ずる。

第2 火災に強い都市の形成

1 災害に強い都市構造の形成

県（県土整備部・危機管理防災局）及び市町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地など骨格的な都市施設の整備等を図るための市街地開発事業等による都市基盤整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域、準防火地域の的確な指定により火災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成に努める。

また、県（県土整備部・危機管理防災局）、市町及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物や緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災延焼防止のための緑づくり

震災編第2章第6節第1の4に準ずる。

第3 野外堆積物対策

県（危機管理防災局）、市町及び消防機関は廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、廃棄物担当部局（県環境森林部、市町）等との連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

第4 林野等の整備

1 林野火災特別地域対策事業の推進

県（危機管理防災局）及び市町は、林野火災発生又は拡大の危険性の高い地域を林野火災特別地域に指定し、関係市町による林野火災対策の総合的な計画である林野火災特別地域対策事業計画を作成し、これに基づき事業を推進する。

2 火災に強い森林づくりと管理活動の推進

県（環境森林部）及び市町は、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火林帯の設置促進に努め、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

第5 火災に対する建築物等の安全化

1 建物火災安全対策の充実

県（県土整備部・危機管理防災局）、市町、消防機関及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底などにより火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

第3節 応急対策への備え

【概要】

平常時から関係機関との情報伝達体制の整備、県消防防災ヘリと市町・消防機関の連携などの相互連携体制強化対策を実施する。

第1 情報収集・伝達体制の整備

1 火災警報発令等情報の充実

宇都宮地方気象台は、大規模な火事災害防止のため、気象の実況の把握に努め、市町が行う火災警報等災害防止のために必要な火災気象通報等の情報充実と適時・的確な発表に努める。

2 情報の収集・伝達

(1) 県（環境森林部・危機管理防災局）、県警察本部、市町、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るととも

に、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

- (2) 県（危機管理防災局）、県警察本部、市町、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのICT化に努める。
- (3) 県（危機管理防災局）、県警察本部、市町、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

3 機動的な情報収集体制の整備

県（環境森林部・危機管理防災局）、県警察本部、市町、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ映像伝送システム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

4 多様な情報収集体制の整備

県（環境森林部・危機管理防災局）、県警察本部及び市町は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

5 通信確保対策

県（危機管理防災局）、県警察本部、市町及び関係機関は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。また、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。

第2 災害応急体制の整備

1 防災関係機関との連携

- (1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県（危機管理防災局）、市町、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておく。
- (2) 県警察本部は、全職員を対象に災害及び災害警備の知識を周知徹底させるとともに、大規模災害発生時に迅速的確な措置を講じられるよう警備体制を確立する。
- (3) 県（危機管理防災局）及び市町は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。
- (4) 県（危機管理防災局）は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

また、いかなる状況において、どのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊へ連絡し、密接に連携・協力していく。

- (5) 林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要

がある。このため、消防機関を始めとする地方公共団体は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。

第3 消火活動への備え

1 消防施設等の整備・強化

(1) 消防水利の整備

ア 市町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ 県（危機管理防災局）、市町及び消防本部（局）は、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保、整備に努める。

ウ 市町は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

(2) 消防用資機材等の整備

ア 市町は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

〈資料編2-12-1 林野火災用消防施設等の現況〉

イ 市町は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。

ウ 市町は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。

(3) 空中消火活動の積極的な推進

ア 県（危機管理防災局）は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターの維持管理を適切に行うとともに、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等を図り、空中消火を効果的に実施できる体制づくりを推進する。

イ 県（危機管理防災局）、市町及び消防本部（局）は、災害発生時に空中消火の拠点となる離着陸場等を確保するとともに、空中消火用資機材の整備、備蓄、維持管理に努める。

〈資料編2-22-2 飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

第4 避難収容活動への備え

1 緊急避難場所

市町は、都市公園、河川敷、学校等公共的施設等を対象に、災害対策基本法の基準による大規模な火事を対象とした緊急避難場所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。

第5 関係機関の防災訓練の実施

県（各部局）及び市町は、火災が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

第4節 林野火災に対する警戒の強化

【概要】

林野火災を未然に防止するため、発生リスクが高まる情報を把握・共有し、警戒活動の強化に努める。

第1 情報の把握・共有

市町は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市町は許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

第2 警戒活動の強化

市町は、乾燥や強風等の気象条件に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民への注意喚起や監視パトロールの強化を図り、林野火災防止に必要な措置を講ずる。

県（環境森林部）は、警戒情報等が発令された際、林業関係者等に対する注意喚起を行う等適切な対応を行うものとする。

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

【概要】

県内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は災害対策本部を設置し、国、市町、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 初動体制の整備

1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様	体制の概要	備考
警戒体制	大規模な火災により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合	災害警戒本部を設置し、大規模な火災の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	危機管理課、消防防災課及び警戒配備に該当する各部局災害対策関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
第1非常配備	大規模な火災により多数の死傷者が発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	危機管理課、消防防災課及び第1非常配備に該当する各部局災害対策関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。

(注) 配備要員の編成については、配備区分ごとあらかじめ定めておく。

第2 大規模な火災発生時の措置

1 災害警戒本部の設置

栃木県災害対策・危機管理委員長は、次の設置基準に該当するとき、栃木県災害警戒本部設置要綱第2条第1項の規定による災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

- ア 大規模な火災により多数の死傷者発生のおそれのある場合
- イ その他栃木県災害対策・危機管理委員長が必要と認めた場合

(2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章に準ずる。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 大規模な火災発生のおそれがなくなると本部長が認めたとき
- イ 大規模な火災応急対策を概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

2 災害対策本部の設置

知事は、次の設置基準に該当するとき、災害対策基本法第23条第1項の規定による災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

- ア 大規模な火災により多数の死傷者等が発生した場合

イ その他知事が必要と認めた場合

(2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章に準ずる。

(3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、大規模な火災のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

第3 市町及び防災関係機関の活動体制

(1) 市町及び防災関係機関は、大規模な火災が発生した場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

(2) 被災市町は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。

第4 市町への支援

県（各部局）は、市町からの要請があった場合、又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合、職員を派遣し、当該市町の被害情報の収集を行うとともに、避難指示、応急救助、その他市町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う等積極的な支援を行う。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

【概要】

大規模火災・林野火災が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

第1 大規模火災

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

市町及び消防本部（局）は、大規模火災発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部（局）への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

〈資料編3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

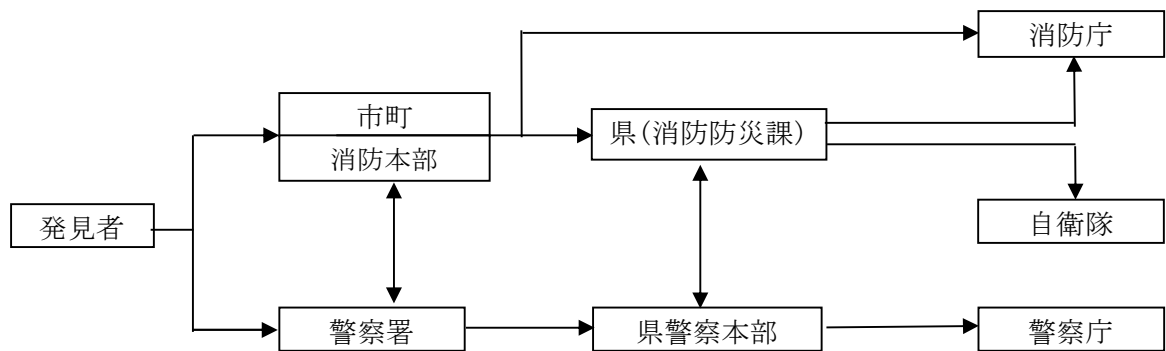
〈資料編3-2-4 即報基準一覧〉

(2) 県の情報収集・伝達

県（危機管理防災局）及び県警察本部は、市町、消防本部（局）、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣、災害時協定に基づく無人航空機派遣要請等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 林野火災

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

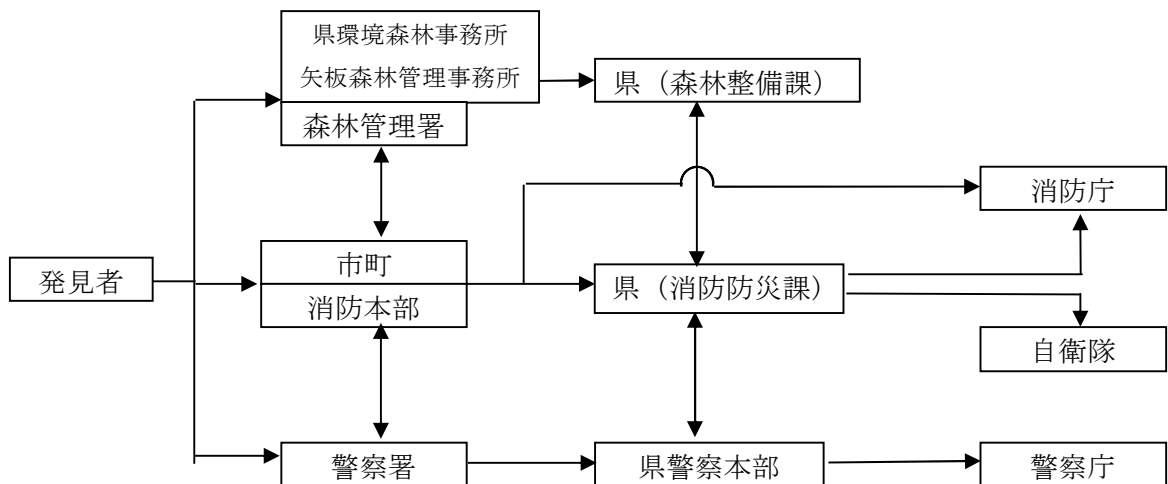
本節第1の1（1）に準ずる。

(2) 県の情報収集・伝達

本節第1の1（2）に準ずる。なお、県（危機管理防災局）は、県（環境森林部・危機管理防災局）に読み替える。

2 情報の収集・伝達系統

林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3 大規模火災・林野火災に関する通信確保対策

大規模火災・林野火災が発生した場合等の通信確保対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第5、第6及び第7に準ずる。

第3節 災害救助法の適用

【概要】

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は災害救助法を適用し、市町と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

災害救助法の適用については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第5節に準ずる。

大規模な火災については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは内閣総理大臣に情報を提供する。

第4節 消火活動及び救助・救急活動

【概要】

関係機関連携の下、消火・救助・救急活動を行うほか、自らの消防力だけでは対応できないときは、他消防の応援や、県消防防災ヘリ、緊急消防援助隊、自衛隊等を要請し、効果的な対策を実施する。

第1 消防関係機関の活動

1 消防本部（局）の活動

消防本部（局）は、関係機関と密接な連携の下、「警防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

(1) 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

(2) 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

(3) 飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒にあたる。

(4) 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

(5) 救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

2 消防団の活動

「警防計画」に基づき、現場指揮本部の指揮により、消防本部（局）、住民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

第2 市町・県の活動

1 広域応援の要請

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第8節第4に準ずる。

2 自衛隊の災害派遣要請

県（危機管理防災局）は、大規模な火災の発生により人命、財産の保護について、必要と認められた場合又は市町長から自衛隊の派遣要請依頼があり必要と認めた場合、自衛隊に対して災害派遣を要請する。要請要領については水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編の要請要領に準ずる。

第3 県消防防災ヘリコプター等の運用

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第8節第3に準ずる。

第4 大規模火災対策

1 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

2 古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関等は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。

また、鎮火まで長期間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度測定、適切な消火活動に努める。

第5 林野火災対策

1 迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプによる消火活動のほか、水のう付消防ポンプ等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

2 現地指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

3 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

4 空中消火活動の実施

市町は、県（危機管理防災局）と十分協議の上、ヘリコプターによる離着陸場等の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

5 被災地域外の地方公共団体による応援

(1) 被災市町は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。

(2) 応援部隊は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用するものとする。

(3) 応援部隊は、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。

(4) 応援部隊は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。

第5節 災害拡大防止対策

【概要】

火災が発生した場合、被害の拡大を防ぐため、住民への適切な避難対策や警戒区域の設定を行う。

火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町等が行う避難対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節に準ずる。

第6節 施設・設備の応急対策

【概要】

火災が発生した場合、県民に多大な影響を与える公共施設や設備について、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

県（各部局）、市町及び公共機関等は、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第7節 広報活動

【概要】

県民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、県民の不安解消を図る。

県（環境森林部・危機管理防災局）、県警察本部及び市町は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

その他、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第20節に準じる。

第4章 復旧

【概要】

火災により被災した施設や林野の原状回復を図るため、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期す。

第1 施設の復旧

県（各部局）、市町及び関係機関は、火災に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第2 林野の荒廃の復旧

県（環境森林部・県土整備部）、市町及び関係機関は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

第2部

交通関係事故災害対策

第1章 総則

第1節 本県の交通の状況

【概要】

本県の道路、鉄道、ヘリポートの整備状況と通行・運行状況から、本県の交通に関する環境を明らかにし、効果的な交通事故災害対策の実施に資する。

第1 道路交通の状況

本県は、首都東京から60～160km、東北・北海道に向かう北東国土軸上に位置し、その道路は、国内交通・輸送上重要な位置を占めている。

令和6（2024）年4月1日時点の本県の道路延長は、25,898kmである。

第2 鉄道交通の状況

本県の鉄道は、東日本旅客鉄道では、南北に東北新幹線、在来線の東北本線（上野～黒磯間は愛称「宇都宮線」）が、首都東京と東北を結んでいるほか、東西に水戸線、両毛線、烏山線、日光線が走っている。

また、私鉄では東武鉄道が5路線（日光線・宇都宮線・伊勢崎線・佐野線・鬼怒川線）で各地域を結び、その他第三セクターでは、真岡鐵道、わたらせ渓谷鐵道、野岩鐵道が、地域住民の足として通勤・通学や日常生活上重要な役割を果たしている。

第3 航空交通の状況

1 空港等の整備・利用状況

飛行場として陸上自衛隊北宇都宮駐屯地がある。

ヘリポートについては、常設で不特定多数のヘリコプターの利用を対象とする公共用と常設で特定のヘリコプターのみを対象とする非公共用があり、県内では公共用として栃木ヘリポート、非公共用としてみかもヘリポートがある。

2 栃木ヘリポートの概要

- | | |
|---------|---------------------|
| ①設置管理者 | 栃木県 |
| ②設置場所 | 栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台128-1 |
| ③敷地面積 | 45,060㎡ |
| ④施設規模 | 着陸帯 35m×30m
5バース |
| ⑤開港 | 平成2（1990）年6月 |
| ⑥年間着陸回数 | 1,198回（令和2（2020）年度） |

第2章 予 防

第1節 情報の収集・伝達

【概要】

事業者・管理者からの安全のための情報の提供や気象台からの気象情報の充実を図る。

第1 事業者・管理者等の情報提供

1 道路情報の収集・伝達

(1) 道路管理者は、道路パトロールカーによる巡視等により道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を実施するために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

〈資料編2-16-2 栃木県道路パトロール実施要領〉

(2) 県警察本部は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

第2節 運行の確保

【概要】

道路・鉄道における施設の被災防災対策や運行体制の充実を図る。

第1 道路交通

1 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等防災知識の普及を図る。

2 交通施設被災防止対策の実施

県（県土整備部）は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活への支障や地域の孤立防止等のため、主要な交通網が集中している地域の交通施設の被災防止対策を重点的に実施する。

第2 鉄道交通

1 運行管理体制の充実

鉄道事業者は、事故災害の発生に際し、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等運行管理体制の充実に努める。

2 鉄軌道の保全

鉄道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ず

るおそれのあるときは、当該線路の監視に努める。

第3節 交通施設の整備

【概要】

鉄道、道路施設の安全対策の充実を図る。

第1 安全な交通施設の整備

1 道路施設の安全対策

- (1) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (2) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性、信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

2 鉄道施設の安全対策

- (1) 鉄道事業者は、列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努める。
- (2) 道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第4節 応急対策への備え

【概要】

関係機関との情報伝達体制の整備、職員の参集体制の整備や関係機関との連携の強化等を図る。

第1 情報収集・伝達体制の整備

1 情報の収集・伝達

- (1) 県（県土整備部・危機管理防災局）、県警察本部、市町、航空運送事業者、鉄道事業者及び道路管理者等は、各機関及び機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。その他の措置は、第1部火災対策・第2章・第3節・第1の2～5に準ずる。

第2 捜索、救助・救急、医療及び消火活動（危険物流出対策含む）への備え

1 救助・救急活動への備え

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

2 消火活動への備え

市町及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

第3 緊急輸送、代替輸送への備え

- (1) 県（県土整備部）、県警察本部及び市町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
- (2) 県（県土整備部）及び県警察本部は、災害時の交通規制・誘導を円滑に実施できるよう体制の

整備に努めるとともに、必要に応じ、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対応業務に関する協定等の締結に努める。

- (3) 県警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。
- (4) 鉄道事業者は、県公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

第4 関係機関の防災訓練の実施

航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、県（各部局）及び市町は、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

また訓練後には評価を行い、課題等を明らかにして、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

【概要】

県内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は災害対策本部を設置し、国、市町、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 初動体制の整備

1 職員の配備体制

第1部第3章第1節第1の1に準ずる。なお、「大規模な火災」を「大規模な交通事故災害」に読み替える。

第2 大規模な交通事故災害発生時の措置

第1部第3章第1節第2に準ずる。なお、「大規模な火災」を「大規模な交通事故災害」に読み替える。

第3 市町及び防災関係機関の活動体制

第1部第3章第1節第3に準ずる。なお、「大規模な火災」を「大規模な交通事故災害」に読み替える。

第4 市町への支援

第1部第3章第1節第4に準ずる。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

【概要】

災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

第1 道路事故災害

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

道路災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町村、県警察、消防又は道路管理者に通報する。

(2) 道路管理者の情報収集・伝達

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、速やかに応急対策を図るため、道路パトロールの実施等により被害状況等の情報収集に努め、その情報等を直ちに国、県（危機管理防災局）に伝達する。

(3) 市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

市町及び消防本部（局）は、大規模な道路事故災害が発生するおそれがある場合、速やかに状況等を県に連絡する。

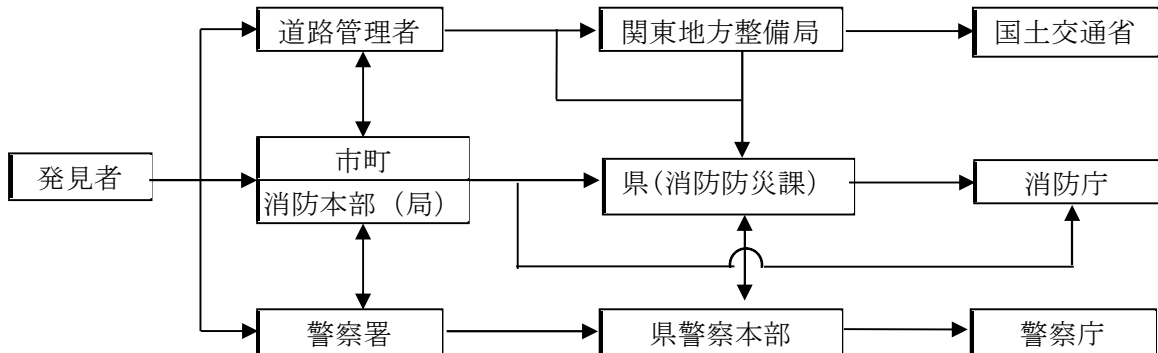
その他第1部第3章第2節第1の1（1）に準ずる。

(4) 県の情報収集・伝達

第1部第3章第2節第1の1（2）に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な道路事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 鉄道事故災害

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 鉄道事業者の情報収集・伝達

鉄道事業者は、管理する鉄道上で事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県（危機管理防災局）に伝達する。

(2) 市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

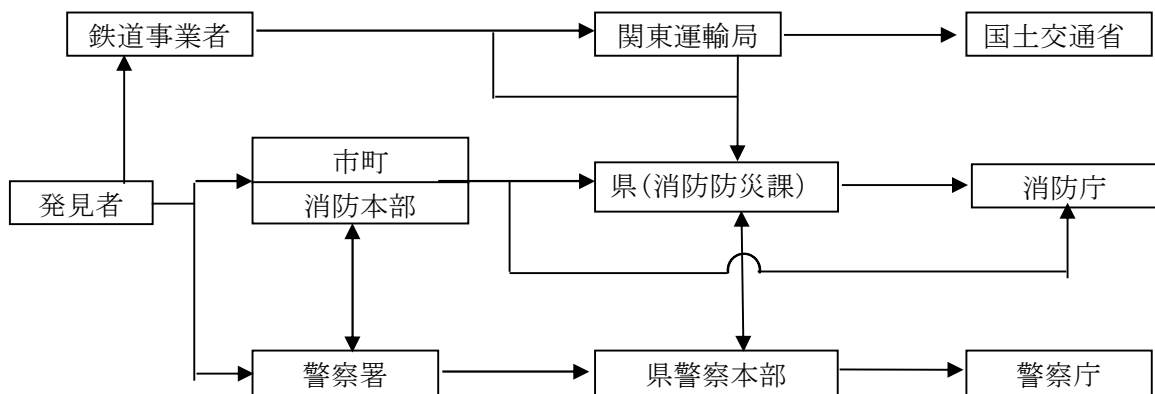
第1部第3章第2節第1の1（1）に準ずる。

(3) 県の情報収集・伝達

第1部第3章第2節第1の1（2）に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な鉄道事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3 航空機事故災害

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

航空事故災害の発生等異常な事態を発見したときは、遅滞なく市町、県警察、消防に通報する。

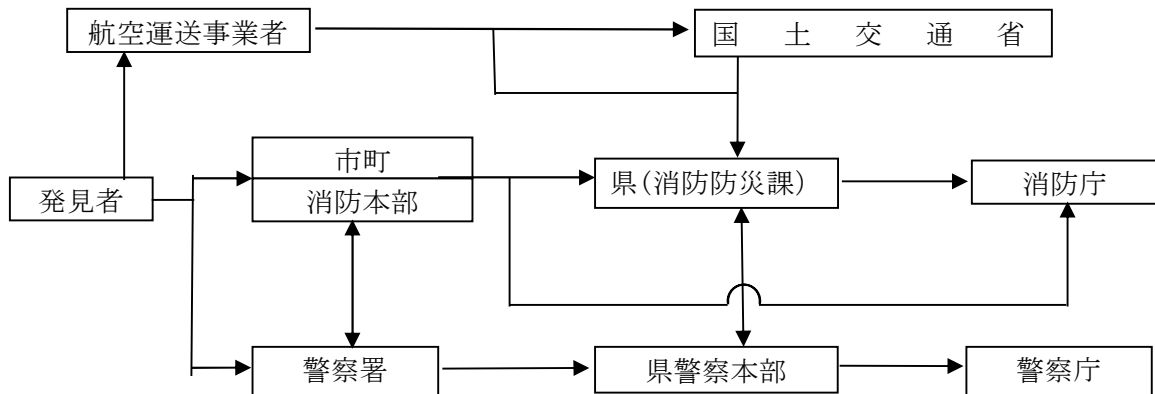
(2) 航空運送事業者の情報収集・伝達

航空運送事業者は、自己の運行する航空機について、緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県（危機管理防災局）に伝達する。

- (3) 市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達
第1部第3章第2節第1の1（1）に準ずる。
- (4) 県の情報収集・伝達
第1部第3章第2節第1の1（2）に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な航空事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第4 大規模な交通事故災害に関する通信確保対策

大規模な交通事故災害が発生した場合等の通信確保対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第5、第6及び第7に準ずる。

第3節 災害救助法の適用

【概要】

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は必要な場合災害救助法を適用し、市町と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

災害救助法の適用については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第5節に準ずる。

大規模な交通事故災害については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは、内閣総理大臣に情報を提供する。

第4節 災害拡大防止対策

【概要】

事故発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

第1 危険物流出対策

1 道路管理者の活動

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

2 県等の活動

県（危機管理防災局）、県警察本部及び消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

3 市町の活動

市町は、危険物が流出し、またそのおそれがある場合には、必要に応じ管轄の警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立ち退きの指示を行う。

第2 避難対策

大規模な交通事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町等が行う避難対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節に準ずる。

第5節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

【概要】

関係機関は連携して、搜索活動及び救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。また、大規模事故災害発生時は、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

第1 搜索活動

- (1) 県（危機管理防災局）、県警察本部、市町及び消防機関は、ヘリコプターなどの多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施する。
- (2) 自衛隊は、必要に応じて、搜索活動を行う。

第2 救助・救急活動

- (1) 県（危機管理防災局）、県警察本部及び市町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 道路管理者は、県（県土整備部・危機管理防災局）、県警察本部及び市町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- (3) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに当該活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- (4) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
また必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第3 医療活動

県（保健福祉部）は、多数の負傷者が発生しDMATの派遣が必要と判断した場合、DMAT指定病院に対して、DMATの派遣を要請する。

また、医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

第4 消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 県（危機管理防災局）は、必要に応じ、関係機関との総合調整及び他の機関への応援依頼等を行う。
- (3) 道路管理者は、地方公共団体等の要請を受け、迅速かつ的確な消火活動に資するよう協力する

ものとする。

- (4) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

第6節 緊急輸送活動、代替輸送活動

【概要】

被害の状況、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送活動及び乗客の速やかな代替輸送を実施する。

第1 緊急輸送活動

1 交通の状況の把握

県（県土整備部）、県警察本部、市町及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制・誘導

県警察本部、市町及び道路管理者は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたっては、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

第2 代替輸送活動

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努め、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

第7節 施設・設備の応急対策

【概要】

県民の交通手段の確保のため、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

県警察本部、道路管理者及び公共機関等は、緊急輸送を確保するため、関係機関との調整を図りながら、障害物の除去、仮設等の応急復旧に努める。

また、災害発生後速やかに、施設、設備の点検を実施し、被害箇所への応急措置を行い、交通の確保に努める。

第8節 広報活動

【概要】

県民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、県民の不安解消を図る。

第1部火災対策第3章第7節に準ずる。

なお、「県（環境森林部・危機管理防災局）」とあるのは、「航空運送事業者、鉄道事業者、県（県土整備部・危機管理防災局）」と読み替える。

第4章 復旧

【概要】

被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定するとともに、復旧事業を実施する。

県（各部局）、市町、鉄道事業者及び道路管理者は、事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しながら、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第3部

放射性物質・危険物等事故対策

第1章 総 則

第1節 本県の危険物等の状況

【概要】

放射性同位元素等取扱施設、放射性物質の輸送、石油类等危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等の本県の状況を明らかにし、効果的な危険物等事故対策に役立てる。

第1 放射性同位元素等取扱施設の状況

令和3（2021）年3月31日現在、本県において、「放射線同位元素等の規制に関する法律」に基づき、原子力規制委員会から放射性同位元素（以下「R I」という。）又は放射線発生装置の使用を許可された事業所、表示付R I 装備機器のみの使用を届け出た事業所、密封されたR Iのみを使用する工場又は事業所であって1工場（又は事業所）当たり総量3.7GBq以下の使用を届けた事業所及び放射性同位元素の販売又は賃貸を届けた事業所の数は130である。

R I等が厚さ計、レベル計、密度計、硫黄分析計、ガスクロマトグラフ等に利用され、研究機関や医療機関に限らず民間企業においても利用分野が拡大してきていることにより使用事業所の数は、この10年間で漸増傾向にある。

〈資料編2-14-5 放射性同位元素等取扱事業所数〉

第2 放射性物質輸送の状況

我が国で使用する核燃料物質は、その大部分が外国から船舶により原料の輸入が行われており、量的に最も多い原子力発電燃料は、種々の化学的・物理的性状を取りながら各施設間を移動している。その流れは、全体として大きな「輪」のようになっていることから「核燃料サイクル」と呼ばれ、原子力施設間では主としてトラック、トレーラー等による陸上輸送が行われている。

また、近年、R Iは病院をはじめ農業、非破壊検査、ライフサイエンス研究等身近な分野で幅広く利用され、自動車、航空機などにより病院、大学、研究所等利用施設に送られている。

第3 石油类等危険物の状況

平成28（2016）年3月31日現在における危険物施設の総数（完成検査済証交付施設）は、9,425施設となっている。

施設別にみると地下タンク貯蔵所が、1,936施設（全体の20.5%）と最も多く、次いで一般取扱所の1,569施設（同16.6%）、移動タンク貯蔵所の1,456施設（同15.4%）となっている。

〈資料編2-14-1 消防法上の危険物〉

〈資料編2-14-2 危険物規制対象数一覧表〉

第4 高圧ガスの状況

県内には、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造事業所や貯蔵所が合わせて約3,000箇所ある。そのほか、販売や消費なども含めると、県内では幅広く高圧ガスが取り扱われているといえる。

第5 火薬類の状況

本県における火薬類の消費は約2,000 tと全国的にも多く、そのほとんどを鉱山事業者、採（砕）石事業者が消費している。

また、県内には、火薬類を取り扱う煙火製造所、火薬類販売所、火薬庫及び庫外貯蔵庫が合わせて約200箇所ある。

第6 毒物・劇物の状況

平成30（2018）年3月31日現在、県内において毒物及び劇物取締法に基づき、毒物及び劇物を製造しているのは26事業所、輸入しているのは5事業所、販売しているのは963事業所、届出が必要な業務上取扱者は、32事業所である。

また、毒物及び劇物取締法に基づく届出の義務のない、その他の業務上取扱者についても、その把握に努めている。

〈資料編2-14-4 毒物劇物製造（販売）業等の地域別登録状況（毒物及び劇物取締法に基づく登録）〉

第2章 予 防

第1節 事業所等に対する防災体制の強化

【概要】

危険物等事故の未然防止のため、施設の安全性の確保や応急対策への準備活動、訓練の実施等に努める。

第1 災害応急対策への備え

1 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

ア 防除資機材等の整備

県（県土整備部・危機管理防災局）及び市町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

イ 関係機関の協力体制の整備

（ア）県（県土整備部）及び市町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

（イ）県（保健福祉部・産業労働観光部・危機管理防災局）、県警察本部及び市町は、その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

（ウ）県（保健福祉部・産業労働観光部・危機管理防災局）、県警察本部及び市町は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

2 被災者等への的確な情報伝達活動関係

県（危機管理防災局）及び放送事業者等は、危険物等事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

3 災害復旧への備え

県（各部局）及び事業者は、円滑に災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第2 防災意識の高揚、訓練の実施

1 防災知識の普及啓発

県（保健福祉部・産業労働観光部・危機管理防災局）、県警察本部、市町及び消防機関等は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、緊急避難場所での行動等防災意識の普及啓発を図る。

2 防災訓練の実施

県（各部局）、市町及び消防機関等は、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

第2節 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策

【概要】

R I 施設の事故防止のため、安全管理の徹底や訓練の実施、安全指導の徹底に努める。

第1 県、市町の対策

県（危機管理防災局）及び市町は、事業者からの届出等も参考に事業者との連携を密にし、情報の把握に努めるとともに、消防機関とも連携をとりながら、県が作成した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に沿った適切な対応ができるよう準備を進める。

第2 消防機関等の対策

1 被ばく防護資機材等の整備

放射線危険区域の設定等の判断のため、放射線検出体制及び連携方法について事業者とあらかじめ協議するとともに、放射線測定機器・防護服等の被ばく防護資機材等の整備を進める。

2 厳重な被ばく管理

活動した職員については、厳重な被ばく管理を行うため、あらかじめ被ばく管理者を選任し、被ばく管理用の書類の作成・管理を行う。

3 汚染検査の実施

汚染検査が効果的に行えるよう、汚染検査は事業者等に依頼し、あらかじめ検査場所、検査担当要員、検査資機材について定めておく。

4 除染の効果的実施

除染が効果的に行えるよう、除染は事業者等に依頼し、あらかじめ除染場所、除染担当要員、除染資機材・除染剤、汚染された装備・資機材の管理、汚染物の処理について定めておく。

5 訓練の実施

事業者等関係機関と協力して、共同訓練の実施に努め、訓練終了後は必要に応じ専門家も活用し、訓練の評価を行う。

第3節 放射性物質運搬事故予防対策

【概要】

放射性物質運搬の事故防止のため、安全管理の徹底や訓練の実施に努める。

第1 原子力事業者等の対策

原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合に危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、

必要なマニュアルの整備を図る。

なお、原子力事業者等は、運搬中の事故により原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合、原子力防災管理者を通じ、国、県、事故発生場所を所轄する市町、警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。

第2 県の対策

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する体制を整備する。

〈資料編2-14-6 環境放射能にかかる情報連絡体制〉

第3 市町等の対策

消防機関は、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第4節 石油类等危険物事故予防対策

【概要】

危険物の事故防止のため、安全管理の徹底や訓練の実施、県民への啓発活動の充実を図る。

第1 事業者の対策

- (1) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- (2) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (3) 防災訓練を実施する。
- (4) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (5) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

第2 消防機関等の対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、災害時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (3) 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第5節 ガス事故予防対策

【概要】

ガス事故防止のため、事業者等は、安全管理・指導の徹底や訓練の実施、県民への啓発活動の充実を図る。

第1 LPガス・高圧ガス

1 販売事業者、保安機関、充てん事業者（以下「販売事業者等」という。）の対策

(1) 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

ア LPガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落・流出防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、対震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。

イ 事故防止、災害時における措置について、パンフレット等により具体的に指導する。

(2) 災害予防体制の強化

ア 従業員への保安教育を適切に実施するとともに、防災訓練等への積極的な参加等により、体制の充実強化を図る。

イ ガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう緊急点検に必要な資機材、緊急出動態勢を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。

ウ 容器の転倒・転落防止の措置をするなど、容器置き場の適正な管理を徹底する。

エ 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

2 高圧ガスの製造者、販売業者、高圧ガスを貯蔵・消費する者等（以下「高圧ガス事業者」という。）の対策

(1) 高圧ガスの製造、貯蔵、消費等について、関係法令を遵守するとともに、保安体制を充実強化する等により、事故の未然防止を図る。

(2) 自衛防災組織及び各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、必要に応じて防災訓練を実施する。

また、関係団体である（一社）栃木県一般高圧ガス安全協会、（一社）栃木県LPガス協会からの応援体制や消防署、警察署等防災関係機関への連絡体制等の充実強化を図る。

3 県の対策

(1) 県（産業労働観光部）は、高圧ガス事業者及び販売事業者等に係る許可・届出、立入検査等について、法令に基づく基準遵守の徹底はもとより、ヒヤリハット対策を含むリスクマネジメント等を指導し、事業者の保安体制の充実強化を図る。

(2) 県（産業労働観光部）は、栃木県高圧ガス地域防災協議会（以下「高圧ガス協議会」という。）との連携のもと、消防署、警察署等防災関係機関との連携体制を充実強化する。

(3) 県（産業労働観光部）は、高圧ガスによる災害事故が発生した場合に、高圧ガス協議会が指定した防災事業所（以下「指定防災事業所」という。）等が速やかに対応できるよう、消防本部（局）、警察署、高圧ガス協議会等関係機関と密接な連携の下、地域防災体制の充実強化を図る。

〈資料編2-14-3 栃木県地域防災協議会指定防災事業所一覧表〉

第2 都市ガス

1 事業者の対策

(1) 台風、洪水、火災等の災害により、広範囲にわたる都市ガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、軽減、早期復旧を図るため、緊急措置、復旧活動のための組織、人員、機器、図面などの整備を図るとともに、迅速な対応ができる体制を確立する。

(2) 災害の発生が予想され、又は発生した場合に、県、市町、消防本部（局）、警察本部等防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、予め連絡方法を確認するなど連携体制を整備する。

- (3) 災害時に出動する職員について、応急措置、受付などに関する教育、訓練を実施する。
〈資料編 2-16-11 都市ガス事業者一覧表〉

第 6 節 火薬類事故予防対策

【概要】

火薬類の事故防止のため、関係機関が連携の下、保安体制の充実を図る。

第 1 事業者の対策

事業者は、火薬類の取扱いにかかる技術基準を遵守するとともに、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制を充実強化する等により、事故の未然防止を図る。

また、消防署、警察署等防災関係機関、関係団体である（一社）栃木県火薬類保安協会との連携を図りながら、事故等緊急時の迅速かつ的確な対応に向けた連携体制を充実強化する。

第 2 県の対策

県（産業労働観光部）は、煙火製造所等の許可・届出、立入検査等について、法令に基づく基準遵守の徹底等、事業者の保安体制の充実強化を図る。

第 7 節 毒物・劇物事故予防対策

【概要】

毒物・劇物事故防止のため、安全管理・指導の徹底や連絡体制の整備等を図る。

第 1 事業者の対策

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため、危害防止規定を整備し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

第 2 県の対策

- (1) 県（保健福祉部）は、毒物・劇物営業者に対し、当該保管施設について防災を考慮し、耐震設備を講じ、流出等による被害防止を図るよう指導する。
- (2) 県（保健福祉部）は、毒物劇物製造業者等における貯蔵量の把握、毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒劇物を大量に取り扱う業務上取扱者の把握に努める。
- (3) 県（保健福祉部・危機管理防災局）、市町、消防本部（局）及び医療機関等は、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

第 3 医療機関等の対策

県（保健福祉部・危機管理防災局）、市町、消防本部（局）及び医療機関等は、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

【概要】

県内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は災害対策本部を設置し、国、市町、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 初動体制の整備

第1部第3章第1節第1に準ずる。なお、「大規模な火災」を「危険物等事故災害」に読み替えるほか、警戒体制の災害の態様に「漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合」を、第1非常配備の災害の態様に「漏洩物により相当の被害が発生した場合」を追加する。

第2 危険物等事故災害発生時の措置

第1部第3章第1節第2に準ずる。なお、危険物等事故災害では「大規模な火災」を「危険物等事故災害」に読み替えるほか、次の事項について漏洩物に関する事態を追加する。

1 災害警戒本部の設置

- (1) 設置基準に、「漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合」を加える。
- (2) 解散基準に、「漏洩物により相当の被害発生のおそれがなくなったと本部長が認めたとき」を加える。

2 災害対策本部の設置

- (1) 設置基準に、「漏洩物により相当の被害が発生した場合」を加える。
- (2) 災害対策本部の組織及び運営に、「また、必要に応じ被災市町に連絡調整のため職員を派遣する。」を加える。

第3 市町及び防災関係機関の活動体制

第1部第3章第1節第3に準ずる。

第4 市町への支援

第1部第3章第1節第4に準ずる。

第5 自衛隊の災害派遣

県（危機管理防災局）は、自衛隊に対する派遣要請の必要性を危険物等事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

市町長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

第6 防災業務関係者の安全確保

県（各部局）は、市町及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

第2節 災害救助法の適用

【概要】

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は災害救助法を適用し、市町と連携して法に基づく応急的な救助の実施を行う。

災害救助法の適用については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第5節に準ずる。
大規模な危険物等事故災害について、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは、内閣総理大臣に情報を提供する。

第3節 災害拡大防止対策

【概要】

危険物等の事故災害発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

第1 災害の拡大防止活動

- (1) 事業者は、危険物等の事故災害時に的確に応急点検及び応急措置等を講ずる。
- (2) 県（保健福祉部・環境森林部・産業労働観光部・危機管理防災局）、県警察本部及び市町は、危険物等事故の災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を実施する。

第2 災害拡大防止のための交通制限及び緊急輸送活動

1 交通の状況の把握

県（県土整備部）、県警察本部、市町及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制・誘導

県警察本部、市町及び道路管理者は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

第3 危険物等の大量流出に対する応急措置

県（保健福祉部・環境森林部・産業労働観光部・危機管理防災局）、県警察本部及び市町は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じる。

また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

第4 避難対策

危険物等事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町等が行う避難対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節に準ずる。

第4節 救助・救急、医療及び消火活動

【概要】

関係機関は連携して、救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。また、危険物等の事故災害発生時には、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

第1 救助・救急活動

- (1) 県（危機管理防災局）及び市町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- (3) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第2 医療活動

医療機関は、負傷者等に対する医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

第3 消火活動

- (1) 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 県（危機管理防災局）は、必要に応じ、関係機関との総合調整及び他の機関への応援依頼等を行う。

第5節 広報活動

【概要】

県民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、県民の不安解消を図る。

第1部第3章第7節に準ずる。なお、県（環境森林部・危機管理防災局）は、県（保健福祉部・産業労働観光部・危機管理防災局）に読み替える。

第6節 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策

【概要】

R I 施設の事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警察、消防に通報する。

(2) 市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

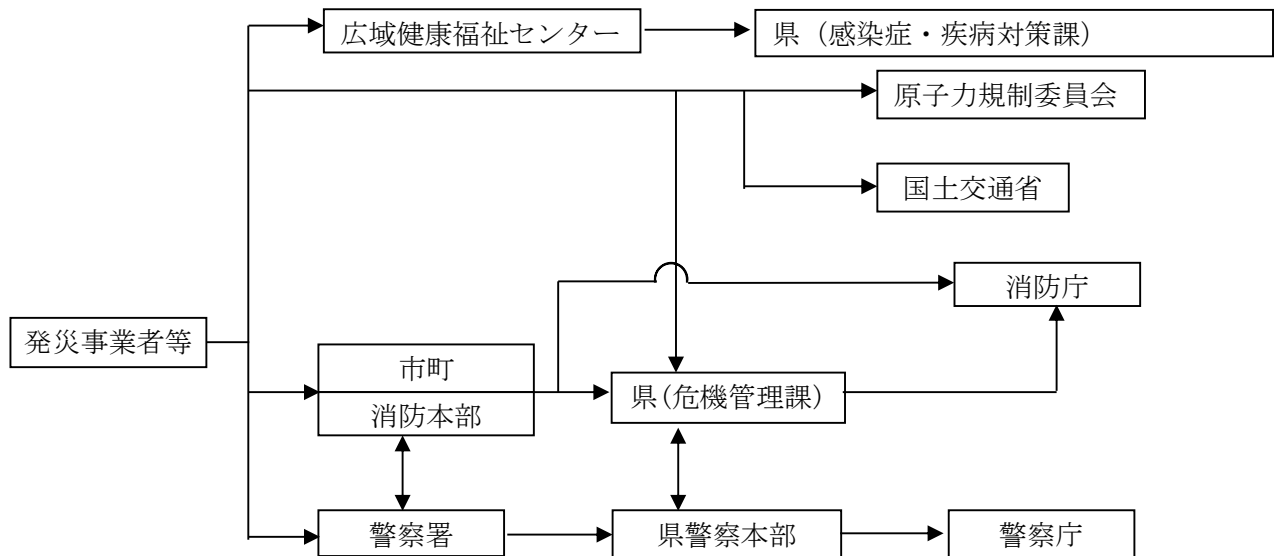
第1部第3章第2節第1の1（1）に準ずる。

(3) 県の情報収集・伝達

第1部第3章第2節第1の1（2）に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

R I 施設における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者の対策

R I 等取扱事業者は、放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県（危機管理防災局）、市町及び警察に連絡する。

第3 県等の対策

(1) 県（保健福祉部）は、放射性物質の拡散等について、保健環境センター等で常時行っているモニタリング調査の測定結果を消防機関等に提供する。

(2) 県（保健福祉部）は、広域健康福祉センターに配備されているサーベイメータや消防本部（局）等から貸与されたものにより、周辺地域の放射線量の測定を行い、その情報を速やかに提供する。

(3) 事故の通報を受けた最寄りの警察・消防機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、R I 等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第7節 放射性物質運搬事故応急対策

【概要】

放射性物質運搬事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警察、消防に通報する。

(2) 市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

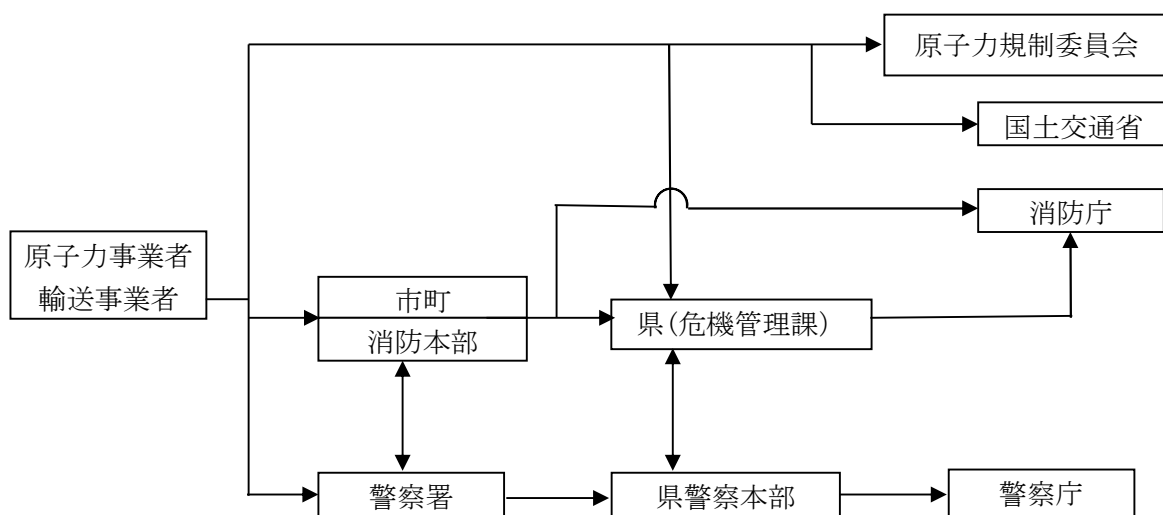
第1部第3章第2節第1の1（1）に準ずる。

(3) 県の情報収集・伝達

第1部第3章第2節第1の1（2）に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

放射性物質運搬時における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者の対策

(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に特定事象を発見又は発見の通報を受けた場合、国、県、事故発生場所を所轄する市町、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認し、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 原子力事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

第3 県等の対策

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通

規制等必要な措置を実施する。

第8節 石油類等危険物事故応急対策

【概要】

石油類等危険物事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警察、消防に通報する。

(2) 市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

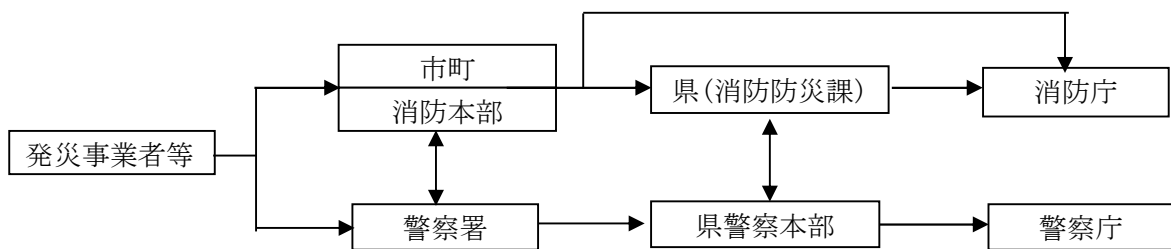
第1部第3章第2節第1の1（1）に準ずる。

(3) 県の情報収集・伝達

第1部第3章第2節第1の1（2）に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

石油類等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 火災・爆発応急対策

1 危険物取扱事業所等の対策

(1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。

(2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

(3) 災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。

(4) 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(5) 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 県の対策

県（危機管理防災局）及び県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、県警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

3 市町、消防機関の対策

- (1) 市町は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。
- (2) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

第3 漏洩応急対策

1 危険物取扱事業所等の対策

- (1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害発生時には、直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。
- (4) 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- (5) 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 県の対策

- (1) 県（危機管理防災局）及び県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、県警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県（環境森林部）は、水質汚染状況を監視し、把握情報を随時関係機関へ提供するとともに、事業者への必要な指導を行う。

3 河川管理者等の対策

- (1) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに必要な場合は適切な応急対策を実施する。
- (2) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、オイルフェンスの拡張など危険物の拡散を防止するとともに、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

4 市町、消防機関の対策

- (1) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 消防機関は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。
- (3) 市町は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

第9節 ガス事故応急対策

【概要】

ガス事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警察、消防に通報する。

(2) 市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

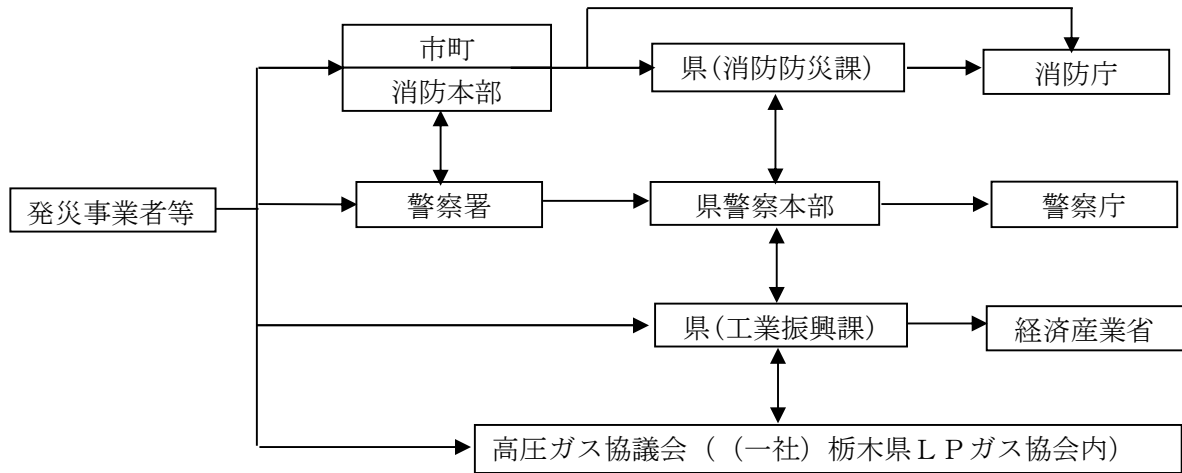
第1部第3章第2節第1の1（1）に準ずる。

(3) 県の情報収集・伝達

第1部第3章第2節第1の1（2）に準ずる。なお、県（危機管理防災局）は、県（産業労働観光部・危機管理防災局）に読み替える。

2 情報の収集・伝達系統

ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 LPガス・高圧ガス

1 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

(1) 速やかな応急措置の実施

ア 販売事業者等は、二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

イ 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、消防本部（局）、警察等関係機関に速やかに通報する。

(2) 応援・協力

ア 販売事業者等は、応急措置や復旧に当たっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

イ 高圧ガス事業者は、自らの応急措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会に応援を要請する。高圧ガス協議会は、指定防災事業所と応援、協力について調整を行い、必要な応急措置、復旧措置を講じる。

2 県の対策

(1) 県（危機管理防災局）及び県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、県警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

(2) 県（産業労働観光部・危機管理防災局）は、被害の状況や応急対策の活動状況等を常時把握し、関係機関と連絡を取りながら、必要に応じて防災資機材の調達、県保有の化学消火薬剤の支援を行う。

(3) 県（環境森林部）は、特定物質（大気汚染防止法）による事故について市町を支援し、周辺の大気の状態等を監視し、事業者等への必要な指導を行う。

3 市町、消防機関の対策

- (1) 市町は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。
- (2) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (3) 消防機関は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。
- (4) 消防機関は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

第3 都市ガス

1 事業者等の対策

(1) 被害情報の収集・伝達

災害が発生した場合には、保安規程に定める処理要領に基づき、直ちに職員の緊急出動体制をとり、施設の点検等を行うほか、消費者からの通報等により被害状況を把握する。

また、被害状況が把握された時点で、速やかに県、市町、県警察、消防本部（局）等関係機関に被害状況を連絡する。

(2) 災害対策本部の設置

災害によりガスの供給停止が生じた場合や災害の状況から必要と認める場合は、保安規定に定める処理要領に基づき、災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

(3) 二次災害の防止

被害状況等必要に応じガスの供給を停止するなど適切な二次災害防止策を講じる。

(4) 救援要請

被害の状況から県都市ガス協会の救援が必要と判断した場合は、幹事ガス事業者に対して救援要請を行う。

(5) 救援隊の派遣

県都市ガス協会は、必要に応じて県都市ガス協会内に救援対策本部、被災事業者災害対策本部内に現地災害対策本部を設置するとともに、各ガス事業者に対して協力を要請し、救援隊を派遣する。

2 県の対策

県（危機管理防災局）及び県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、県警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

3 市町、消防機関の対策

- (1) 市町は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性について報告する。
- (2) 消防機関は、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害に留意して消火活動等応急対策を実施する。
- (3) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

第10節 火薬類事故応急対策

【概要】

火薬類事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警察、消防に通報する。

(2) 市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

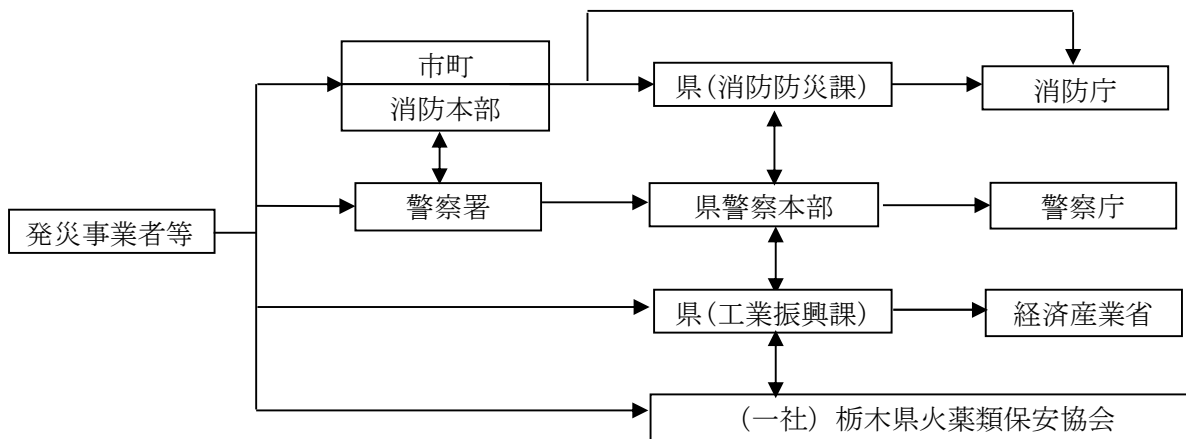
第1部第3章第2節第1の1（1）に準ずる。

(3) 県の情報収集・伝達

第1部第3章第2節第1の1（2）に準ずる。なお、県（危機管理防災局）は県（産業労働観光部・危機管理防災局）に読み替える。

2 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者等の対策

- (1) 火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
- (2) 移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫の入口等を目塗土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄する。

第3 県の対策

- (1) 県（危機管理防災局）及び県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、県警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県（産業労働観光部・危機管理防災局）は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握するとともに、必要な被害規模に関する概括的な情報の把握に努め、市町へ県が実施する応急対策の活動状況等を連絡するなど警察や消防関係機関等と密接な連携の下、事業者等に対

し、適切な応急措置のための指導助言を行う。

第4 市町、消防機関の対策

本章第9節第3の3（1）及び（3）に準ずる。

第11節 毒物・劇物事故応急対策

【概要】

毒物・劇物事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

（1）発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警察、消防に通報する。

（2）市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

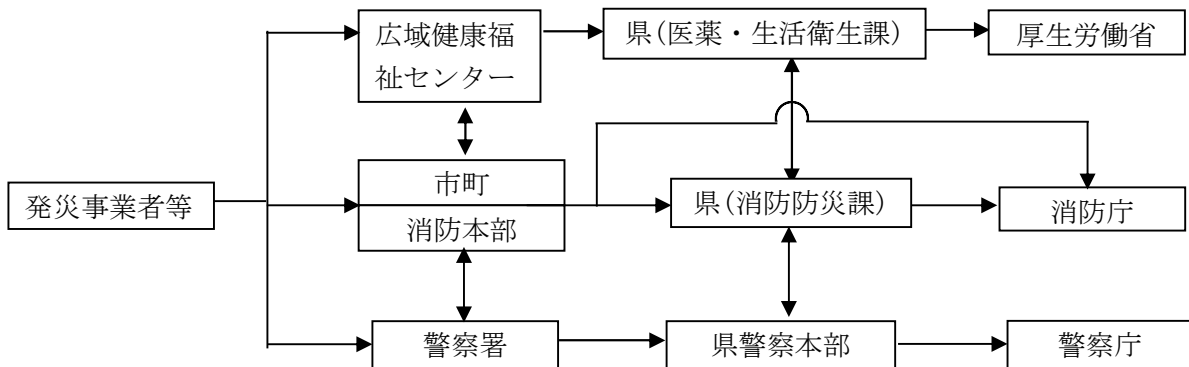
第1部第3章第2節第1の1（1）に準ずる。

（3）県の情報収集・伝達

第1部第3章第2節第1の1（2）に準ずる。なお、県（危機管理防災局）は県（保健福祉部・危機管理防災局）に読み替える。

2 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者等の対策

（1）毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、市町、県、消防本部（局）、警察等へ通報する。

（2）漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。

（3）災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

第3 県の対策

（1）県（保健福祉部・危機管理防災局）は、災害の状況を把握し、消防、警察等関係機関と連携して事業者に対して必要な措置の実施を指導する。

（2）県（保健福祉部）は、状況に応じて医療機関へ連絡し、毒物・劇物の化学的特性に関する情報

提供を行う。

(3) 県（危機管理防災局）及び県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、県警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

(4) 県（環境森林部）は、大気汚染及び水質汚濁の状況を監視し、把握情報を随時関係機関へ提供するとともに、事業者等への必要な指導を行う。

第4章 復旧

【概要】

被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定するとともに、早期に復旧事業を実施する。

県（各部局）、市町及び事業者等は、危険物事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

また、復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。